



# 阪神水道企業団公報

平成24年8月15日(水)

第247号

毎月15日発行

## 目 次

### ◇条 例◇

- 阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

### ◇規 則◇

- 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

### ◇訓 令◇

- 阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程

### ◇告 示◇

- 平成24年第1回阪神水道企業団議会臨時会の招集
- 平成23年度阪神水道企業団水道事業会計予算(水道改良費)繰越計算報告
- 阪神水道企業団監査委員の選任

### ◇公 告◇

- ろ過池トラフ及び壁清掃工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 平成25・26年度競争入札に参加する者に必要な資格、その手続等について
- 猪名川浄水場オゾン濃度測定装置取替工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 直流及び無停電電源装置点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- スラッジ圧入配管修理工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- ブロワ点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 甲東ポンプ場水位計取替工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 西宮ポンプ場減圧弁取替工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 西宮ポンプ場等改修工事実施設計業務(基本設計)の公募型プロポーザル方式の実施について

## ◇条 例◇

阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年8月10日

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

阪神水道企業団条例第4号

阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例(昭和61年条例第1号)の一部を次のように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(議員報酬等)</p> <p>第2条 議長、副議長及び議員並びに監査委員の議員報酬等は、別表に定める額とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、議長、副議長及び議員である市長に係る議員報酬の額は、前項の別表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 省略</u></p> <p><u>4 省略</u></p> <p><u>5 省略</u></p>  | <p style="text-align: center;">(議員報酬等)</p> <p>第2条 議長、副議長及び議員並びに監査委員の議員報酬等は、別表に定める額とする。</p> <p><u>2 省略</u></p> <p><u>3 省略</u></p> <p><u>4 省略</u></p> |
| <p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p> |   |

附 則

この条例は、平成24年9月1日から施行する。

## ◇規 則◇

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月30日

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

阪神水道企業団規則第2号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則(昭和27年訓令第111号)の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(給与の減額)<br/>第9条 省略<br/>(1)～(10) 省略<br/>(11) 職員が骨髄移植のための<u>骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞</u>の提供希望者として、その登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に<u>骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞</u>を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合<br/>そのつど必要と認める期間<br/>(12)～(14) 省略<br/>2及び3 省略</p> | <p>(給与の減額)<br/>第9条 省略<br/>(1)～(10) 省略<br/>(11) 職員が骨髄移植のための<u>骨髄液</u>の提供希望者として、その登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は<u>骨髄移植のための配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液</u>を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合<br/>そのつど必要と認める期間<br/>(12)～(14) 省略<br/>2及び3 省略</p> |
| <p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。<br/>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。<br/>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。<br/>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>       |  |

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

◇ 訓 令 ◇

訓令第3号

庁中一般  
各 所

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年7月30日

阪神水道企業団  
企業長 山 中 敦

阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程の一部を改正する規程  
阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                         | 改正前                         |
|-----------------------------|-----------------------------|
| <p>(特別休暇)<br/>第15条の2 省略</p> | <p>(特別休暇)<br/>第15条の2 省略</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として、その登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>そのつど必要と認める期間</p> <p>(13)～(15) 省略</p>  | <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として、その登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のための配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p> <p>そのつど必要と認める期間</p> <p>(13)～(15) 省略</p> |
| <p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p> |  |

## 附 則

この訓令は、平成24年8月1日から施行する。

## ◇ 告 示 ◇

## 阪神水道企業団告示第18号

平成24年第1回阪神水道企業団議会臨時会を平成24年8月10日阪神水道企業団議会議場に招集する。

平成24年8月1日

阪神水道企業団  
企業長 山 中 敦

記

## 付議事件

- 平成23年度阪神水道企業団水道事業会計予算（水道改良費）繰越計算報告について
- 監査委員選任について
- 阪神水道企業団議会議員の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

## 阪神水道企業団告示第19号

平成24年第1回阪神水道企業団議会臨時会において報告された平成23年度阪神水道企業団水道事業会計予算（水道改良費）繰越計算報告については、次のとおりである。

平成24年8月10日

阪神水道企業団  
企業長 山 中 敦

平成23年度阪神水道企業団水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款        | 項  | 事業名          | 予算計上額       | 支払義務発生額    | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳      |            |             |            | 不用額   | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明                                       |
|----------|----|--------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|-------|----------------------------|--|
|          |    |              |             |            |             | 企業債         | 国庫補助金      | 工事負担金       | 損益勘定留保資金   |       |                            |  |
| 資本的改良支出費 | 建設 | 大道導水管更新工事    | 507,690,000 | 86,915,580 | 420,770,000 | 386,000,000 | 34,265,000 | 0           | 505,000    | 4,420 | 0                          | 尼崎送水管更新工事の遅延に伴い、断水時期に遅れが生じたため。           |
|          |    | 猪名川浄水場施設整備工事 | 53,000,000  | 0          | 53,000,000  | 52,000,000  | 0          | 0           | 1,000,000  | 0     | 0                          | 実施設計業務委託の内容調整に時間を要したため。                  |
|          |    | 中部配水管更新工事    | 31,701,000  | 11,275,825 | 20,422,000  | 20,000,000  | 0          | 0           | 422,000    | 3,175 | 0                          | 関連工事の遅延に伴い、本工事の完成時期に遅れが生じたため。            |
|          |    | 東部配水管一部移設工事  | 285,164,000 | 17,213     | 285,145,000 | 0           | 0          | 262,271,000 | 22,874,000 | 1,787 | 0                          | 工事用地の借用について、地権者との交渉に不測の日数を要し、施工開始が遅れたため。 |
|          |    | 計            | 877,555,000 | 98,208,618 | 779,337,000 | 458,000,000 | 34,265,000 | 262,271,000 | 24,801,000 | 9,382 | 0                          |  |

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

| 款        | 項  | 事業名         | 予算計上額       | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳 |       |             |          | 不用額    | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明                                       |
|----------|----|-------------|-------------|---------|-------------|--------|-------|-------------|----------|--------|----------------------------|--|
|          |    |             |             |         |             | 企業債    | 国庫補助金 | 工事負担金       | 損益勘定留保資金 |        |                            |  |
| 資本的改良支出費 | 建設 | 東部配水管一部移設工事 | 134,397,000 | 883,454 | 133,475,000 | 0      | 0     | 133,475,000 | 0        | 38,546 | 0                          | 工事用地の借用について、地権者との交渉に不測の日数を要し、施工開始が遅れたため。 |
|          |    | 計           | 134,397,000 | 883,454 | 133,475,000 | 0      | 0     | 133,475,000 | 0        | 38,546 | 0                          |  |

阪神水道企業団告示第20号

下記の者を、阪神水道企業団監査委員に選任した。

平成24年8月10日

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

記

北 川 道 夫  
上 松 圭 三

◇公 告◇

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年7月25日

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 工管事第15号
- 工事名 ろ過池トラフ及び壁清掃工事

- (2) 工事場所 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
  - (3) 工事概要 猪名川浄水場ろ過池トラフ及び側壁の清掃を行う。
    - ア I系ろ過池清掃工 18池
    - イ II系ろ過池清掃工 18池
  - (4) 工事期間 契約締結日の翌日から90日間とする。
  - (5) 支払方法 完成払い
  - (6) 前金払 なし
  - (7) 予定価格 非公表
  - (8) 最低制限価格 設定なし
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格  
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事又は役務：清掃）を有していること。
  - (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
  - (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- 4 入札に必要な書類の交付  
企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））
- 5 設計図書に関する質問  
設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。
- (1) 受付期限 平成24年8月1日(水) 午後5時00分まで
  - (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
  - (3) 回答日 平成24年8月6日(月)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札（郵便入札）参加申込方法  
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。
- (1) 提出書類
    - ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
    - イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
    - ウ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）

- (2) 提出部数  
ア 1部  
イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
- (3) 送付先 〒658-0073  
神戸西岡本郵便局留  
阪神水道企業団総務課契約係 宛
- (4) 受付期間 公告日から平成24年8月10日(金)まで(必着)
- 7 開札の日時、場所等
- (1) 日 時 平成24年8月13日(月) 午後1時30分から
- (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。
- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。  
ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。  
イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。
- 9 入札保証金  
免除
- 10 契約保証金  
免除
- 11 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
  - (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。
    - ア 資本関係  
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
      - (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
      - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
    - イ 人的関係  
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
      - (ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
      - (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
    - ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
      - (ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
      - (イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合
  - (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札
  - (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
  - (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
  - (6) 封筒に封印のないもの
  - (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
  - (8) 記名及び押印のない入札書
  - (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
  - (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
  - (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
  - (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
  - (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書
  - (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
  - (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
  - (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
  - (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
  - (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- 12 契約に関する条件  
契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
  - 13 その他留意事項
    - (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
    - (2) 提出された書類は返還しない。



- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先  
阪神水道企業団 総務部総務課契約係  
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
電 話(078)431-1902(直通)  
F A X(078)431-2664

#### 阪神水道企業団公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成25年度及び平成26年度において、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事、測量及び設計等の委託、物品の買入れ等並びに役務の提供に係る競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格審査の申請時期及び申請方法等について、次のとおり公告する。

平成24年8月6日

阪神水道企業団  
企業長 山 中 敦

#### 1 申請者の資格

- (1) 自治令第167条の4第1項（自治令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 自治令第167条の4第2項（自治令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者でないこと。
- (3) 平成24年9月10日(月)（以下「基準日」という。）の前日までに引き続き2年以上その営業に従事している者であること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合等（以下「事業協同組合等」という。）にあっては、その構成員である組合員等が基準日の前日までに、引き続き2年以上その営業に従事している者であること。
- (4) 工事請負については、基準日の前日までに建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者及び平成23年4月1日改正後の制度に基づく同法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、同法第27条の29第1項の規定による総合評価値の通知を受けている者であること。
- (5) 測量業にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項に定める登録を受けている者であること。
- (6) 建築設計業にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に定める登録を受けている者であること。
- (7) その他法令等による許可等が必要な業務にあっては、当該許可等を有している者で

あること。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者でないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する者

(7) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

- (9) 前記(8)ア及びイに該当する者の依頼を受けて資格審査の申請をしようとする者

- (10) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））又は地方税（法人事業税又は市町村民税）を完納している者であること。

## 2 申請書の交付

### (1) 交付方法

ア 企業団ホームページからダウンロードすること。

【ホームページアドレス <http://www.hansui.or.jp/>】

イ 阪神水道企業団総務部総務課契約係にて交付

### (2) 交付期間

(ア、イ共通) 平成24年8月10日(金)から平成24年10月31日(水)まで

(イのみ) 午前9時30分から午後4時00分まで（午前11時30分から午後1時30分を除く。）ただし、土曜、日曜及び祝日は除く。

## 3 申請書の提出要領

### (1) 提出方法

郵送による提出とする。下記宛先まで書留郵便若しくは配達記録郵便によるものとする。

(宛 先)

〒658-0073

神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

阪神水道企業団 総務部総務課契約係あて

「平成25・26年度競争入札参加資格審査申請書在中」と朱書きすること。

### (2) 提出期間

平成24年9月10日(月)から平成24年10月31日(水)当日消印有効分まで

## 4 提出書類

申請書類は、A4縦型の紙ファイルに五十音順に1部ずつ綴り（左綴）提出のこと。

また、下記ウ、シ、ス、タ及びトの書類については、提出するものについてのみ、別にもう1部ずつ用意し（複写機による写し可）、五十音順にまとめ、左側にパンチ穴を2つ開けたうえ、紙ファイルに綴じずに挟んでおくこと。

### (1) 全ての申請者に提出が必要な書類

ア A4縦型の紙ファイル(会社名を表紙及び背表紙に記入すること。色は問わない。)

イ 競争入札参加資格審査申請書【企業団独自様式】

ウ 登録業者整理票その1【企業団独自様式】

エ 法人の場合 登記簿謄本・登記事項に関する履歴事項全部証明書（平成24年8月1日以降に発行されたもの）

個人の場合 新規申請者に限り身分証明書

- オ 印鑑証明書（平成24年8月1日以降に発行されたもの）
- カ 委任状（【様式例】参照）
- キ 使用印鑑届（【様式例】参照）
- ク 財務諸表（基準日直前1年の事業年度の貸借対照表及び損益計算書）
- ケ 納税証明書（基準日直前1年のもの）
- コ 口座振替申出書【企業団独自様式】（継続して申請する申請者も提出すること。）
- サ 官製はがき（申請書受付の通知用はがき）  
表面（切手のある面）に申請書に書かれた住所、会社名及び担当者名を記入し、裏面（切手のない面）は空白にすること。

(2) 建設工事の入札に参加を希望する場合に(1)に加えて提出が必要な書類

- シ 登録業者整理票その2（建設工事）【企業団独自様式】
- ス 経営事項審査結果通知書（希望する建設工事の種類を4つまで赤○で囲むこと。ただし、完成工事高があるものに限る。）
- セ 建設業の許可通知書又は許可証明書
- ソ 工事経歴書

(3) 測量・建設コンサルタント等の入札に参加を希望する場合に(1)に加えて提出が必要な書類

- タ 登録業者整理票その2（測量・建設コンサルタント等）【企業団独自様式】
- チ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書
- ツ 測量等経歴書
- テ 技術者経歴書

(4) 物品供給・製造・その他の入札に参加を希望する場合に(1)に加えて提出が必要な書類

- ト 登録業者整理票その2（物品供給・製造・その他）【企業団独自様式】
- ナ 営業に関し、法律上必要とする許可書等
- ニ 代理店（特約店）証明書（メーカー及び代理店（特約店）とも押印のこと。）
- ヌ 営業経歴書
- ネ 特許権、実用新案権等の参考資料

(注) (ア) エ、ケ、ス、セ、チ、ナ及びネの書類については、複写機による写しをもって代えることができる。

(イ) 事業協同組合等の場合は、上記の書類に加えて、官公需適格組合証明書、官公需共同受注規約、役員名簿、組合員名簿及び定款を提出するものとし、この場合複写機による写しをもって代えることができる。

5 受付及び通知

- (1) 申請書類は、郵送での受付を原則とするが、持参した場合は郵送と同様の扱いとする。
- (2) 受付の通知は、はがきの返送をもって行うものとする。

6 問い合わせ先

神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

阪神水道企業団 総務部総務課契約係

電話番号 078-431-1902（契約係直通）

午前9時30分から午後4時00分まで（午前11時30分から午後1時30分を除く。）ただし、土曜、日曜及び祝日は除く。

---

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年8月6日

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

### 1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 改管事第1号  
工事名 猪名川浄水場オゾン濃度測定装置取替工事
- (2) 工事場所 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
- (3) 工事概要 III系排・排気オゾン濃度測定装置4号の取替えを行う。  
ア 主要機器設計製作 2台  
イ 排オゾン濃度測定装置取替工 1台  
ウ 排気オゾン濃度測定装置取替工 1台
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年1月31日(休)まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

### 2 応募方法 単独企業による。

### 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同型式のオゾン濃度測定装置の施工実績を有すること。

### 4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））

### 5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。

- (1) 受付期限 平成24年8月14日(火) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年8月17日(金)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

## 6 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

## (1) 提出書類

ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）

エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）

## (2) 提出部数

ア 1部

イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

## (3) 送付先

〒658-0073

神戸西岡本郵便局留

阪神水道企業団総務課契約係 宛

## (4) 受付期間

公告日から平成24年8月23日(木)まで（必着）

## 7 開札の日時、場所等

(1) 日 時 平成24年8月24日(金) 午後1時30分から

(2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

(3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

## 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

(2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

(3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

(4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。

(5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

(6) 再入札は行わない。

(7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。

(8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

(10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくな

った場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。

- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。  
(2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

- (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書  
 (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書  
 (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書  
 (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- 12 契約に関する条件  
 契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
- 13 その他留意事項
- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。  
 (2) 提出された書類は返還しない。  
 (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。  
 (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。  
 (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。  
 (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先  
 阪神水道企業団 総務部総務課契約係  
 〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
 電 話 (078)431-1902（直通）  
 F A X (078)431-2664

## 阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年8月6日

阪神水道企業団  
 企業長 山 中 敦

### 1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 工管事第16号  
 工事名 直流及び無停電電源装置点検整備工事
- (2) 工事場所 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）  
 尼崎浄水場（尼崎市南塚口町4丁目5番65号）
- (3) 工事概要 直流電源装置（尼崎浄水場1台）及び無停電電源装置（尼崎浄水場1台、猪名川浄水場5台）の点検整備を行う。
- ア 器具取替工 一式  
 イ 充電器点検清掃工 6台  
 ウ インバータ点検清掃工 5台  
 エ 組合せ試験工 一式
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成24年12月21日(金)まで

- (5) 支払方法 完成払い
  - (6) 前金払 なし
  - (7) 予定価格 事後公表
  - (8) 最低制限価格 設定なし
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格  
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。
  - (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
  - (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
  - (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す容量と同程度の直流及び無停電電源装置の施工実績を有すること。
- 4 入札に必要な書類の交付  
企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））
- 5 設計図書に関する質問  
設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。
- (1) 受付期限 平成24年8月14日(火) 午後5時00分まで
  - (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
  - (3) 回答日 平成24年8月17日(金)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札（郵便入札）参加申込方法  
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。
- (1) 提出書類
    - ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
    - イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
    - ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
    - エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
  - (2) 提出部数
    - ア 1部



イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書が無効とする。

- (3) 送付先 〒658-0073  
神戸西岡本郵便局留  
阪神水道企業団総務課契約係 宛
- (4) 受付期間 公告日から平成24年8月23日(木)まで(必着)

#### 7 開札の日時、場所等

- (1) 日 時 平成24年8月24日(金) 午後1時45分から
- (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

#### 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
- ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

#### 9 入札保証金

免除

#### 10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約(定額てん補、付保割合100分の5以上)を締結し、その証書を提出すること。

#### 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。

- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

13 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止と

なり、その者のした入札は無効とする。

- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先  
 阪神水道企業団 総務部総務課契約係  
 〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
 電 話 (078)431-1902 (直通)  
 F A X (078)431-2664

#### 阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年8月6日

阪神水道企業団  
 企業長 山 中 敦

#### 1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 工管事第23号  
     工 事 名 スラッジ圧入配管修理工事
- (2) 工事場所 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
- (3) 工事概要 脱水機2号用のスラッジ圧入配管の修理を行う。  
     ア 配管撤去工 一式  
     イ 配管据付工 一式
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から90日間とする。
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前 金 払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

#### 2 応募方法 単独企業による。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開

始の決定があった場合を除く。)

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
  - (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す設備機器付帯圧力配管の修理実績を有すること。
- 4 入札に必要な書類の交付
- 企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））
- 5 設計図書に関する質問
- 設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。
- (1) 受付期限 平成24年8月14日(火) 午後5時00分まで
  - (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
  - (3) 回答日 平成24年8月17日(金)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札（郵便入札）参加申込方法
- 入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。
- (1) 提出書類
    - ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
    - イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
    - ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
    - エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
  - (2) 提出部数
    - ア 1部
    - イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
  - (3) 送付先 〒658-0073  
神戸西岡本郵便局留  
阪神水道企業団総務課契約係 宛
  - (4) 受付期間 公告日から平成24年8月23日(木)まで（必着）
- 7 開札の日時、場所等
- (1) 日時 平成24年8月24日(金) 午後2時00分から
  - (2) 場所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
  - (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。
- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
  - (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は

契約事務に関係のない企業団職員が行う。

- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
  - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
  - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

## 9 入札保証金

免除

## 10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

## 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場

合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に係りのないことが記入されているもの

## 12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

## 13 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先  
阪神水道企業団 総務部総務課契約係  
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
電話(078)431-1902(直通)  
FAX(078)431-2664

## 阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年8月6日

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

### 1 入札に付する事項

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| (1) 起工番号                | 工管事第25号   |
| 工事名                     | ブロワ点検整備工事                                       |
| (2) 工事場所                | 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）<br>尼崎浄水場（尼崎市南塚口町4丁目5番65号） |
| (3) 工事概要                | 猪名川浄水場Ⅲ系活性炭SS排除ブロワ及び尼崎浄水場ろ過池空洗<br>ブロワの点検整備を行う。  |
| ア 猪名川浄水場活性炭SS排除ブロワ点検整備工 | 2台  |
| イ 尼崎浄水場空洗ブロワ点検整備工       | 2台  |
| (4) 工事期間                | 契約締結日の翌日から平成24年11月30日(金)まで                      |
| (5) 支払方法                | 完成払い  |
| (6) 前金払                 | なし  |
| (7) 予定価格                | 事後公表  |
| (8) 最低制限価格              | 設定なし  |

### 2 応募方法 単独企業による。

### 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す容量と同程度のブロワの点検整備工事の施工実績を有すること。

### 4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ (<http://www.hansui.or.jp/>) 「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））

#### 5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。

- (1) 受付期限 平成24年8月14日(火) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年8月17日(金)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

#### 6 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

##### (1) 提出書類

- ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
- ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
- エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）

##### (2) 提出部数

- ア 1部
- イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

##### (3) 送付先

〒658-0073  
神戸西岡本郵便局留  
阪神水道企業団総務課契約係 宛

##### (4) 受付期間

公告日から平成24年8月23日(木)まで（必着）

#### 7 開札の日時、場所等

- (1) 日 時 平成24年8月24日(金) 午後2時15分から

- (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

#### 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。

- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。



- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
- ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。
- 9 入札保証金  
免除
- 10 契約保証金  
保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。
- 11 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札書は無効とする。
- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。
- ア 資本関係  
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係  
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- (ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札
- (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
- (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
- (6) 封筒に封印のないもの
- (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
- (8) 記名及び押印のない入札書
- (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
- (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
- (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書
- (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
- (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
- (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
- (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

## 12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

## 13 その他留意事項

- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先  
阪神水道企業団 総務部総務課契約係  
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
電話(078)431-1902(直通)  
FAX(078)431-2664

## 阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年8月6日

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

#### 1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 改送第2号  
工事名 甲東ポンプ場水位計取替工事
- (2) 工事場所 甲東ポンプ場（西宮市上大市3丁目2番53号）
- (3) 工事概要 甲東ポンプ場第1調整池に設置している水位計の取替えを行う。  
ア 機器設備の設計製作 一式  
イ 撤去工 一式  
ウ 据付け工 一式  
エ 配線工 一式  
オ 組合せ試験工 一式
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成24年11月30日(金)まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

#### 2 応募方法 単独企業による。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同型式の水位計の施工実績を有すること。

#### 4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））

#### 5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。

- (1) 受付期限 平成24年8月14日(火) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp

- (3) 回答日 平成24年8月17日(金)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札（郵便入札）参加申込方法  
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。
- (1) 提出書類  
ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）  
イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）  
ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）  
エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
- (2) 提出部数  
ア 1部  
イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
- (3) 送付先 〒658-0073  
神戸西岡本郵便局留  
阪神水道企業団総務課契約係 宛
- (4) 受付期間 公告日から平成24年8月23日(木)まで（必着）
- 7 開札の日時、場所等
- (1) 日 時 平成24年8月24日(金) 午後2時30分から  
(2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。
- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。  
ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。  
イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効

にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

#### 9 入札保証金

免除

#### 10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

#### 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

##### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

##### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

##### ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

- (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書  
 (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの  
 (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書  
 (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書  
 (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書  
 (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- 12 契約に関する条件  
 契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
- 13 その他留意事項  
 (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。  
 (2) 提出された書類は返還しない。  
 (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。  
 (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。  
 (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。  
 (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先  
 阪神水道企業団 総務部総務課契約係  
 〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
 電話(078)431-1902(直通)  
 F A X (078)431-2664

#### 阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年8月6日

阪神水道企業団  
 企業長 山中 敦

#### 1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 改送第3号  
 工事名 西宮ポンプ場減圧弁取替工事
- (2) 工事場所 西宮ポンプ場（西宮市室川町2番32号）
- (3) 工事概要 西宮ポンプ場に設置している減圧弁の取替え及び配管の布設替えを行うもので、これらに関する機器の設計・製作、据付工事並びに付帯する関連工事の一切を行うものである。
- ア 減圧弁（350A） 1台  
 イ 現場操作盤 1面  
 ウ 圧力伝送器 1台

- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年3月22日(金)まで
  - (5) 支払方法 完成払い
  - (6) 前金払 なし
  - (7) 予定価格 事後公表
  - (8) 最低制限価格 設定なし
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格  
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：機械器具設置工事）を有していること。
  - (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
  - (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
  - (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同型式の減圧弁の施工実績を有すること。
- 4 入札に必要な書類の交付  
企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））
- 5 設計図書に関する質問  
設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。
- (1) 受付期限 平成24年8月14日(火) 午後5時00分まで
  - (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
  - (3) 回答日 平成24年8月17日(金)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。
- 6 入札（郵便入札）参加申込方法  
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。
- (1) 提出書類
    - ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
    - イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）
    - ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
    - エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
  - (2) 提出部数

ア 1部

イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

- (3) 送付先 〒658-0073  
神戸西岡本郵便局留  
阪神水道企業団総務課契約係 宛
- (4) 受付期間 公告日から平成24年8月23日(木)まで(必着)

#### 7 開札の日時、場所等

- (1) 日時 平成24年8月24日(金) 午後3時00分から
- (2) 場所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

#### 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。
- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

#### 9 入札保証金

免除

#### 10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約(定額てん補、付保割合100分の5以上)を締結し、その証書を提出すること。

#### 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。



- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
  - (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。
    - ア 資本関係  
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
      - (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
      - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
    - イ 人的関係  
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
      - (ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
      - (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
    - ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
      - (ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
      - (イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合
  - (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札
  - (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
  - (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
  - (6) 封筒に封印のないもの
  - (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
  - (8) 記名及び押印のない入札書
  - (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
  - (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
  - (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
  - (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
  - (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書
  - (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
  - (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
  - (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
  - (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
  - (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- 12 契約に関する条件  
契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
  - 13 その他留意事項
    - (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
    - (2) 提出された書類は返還しない。

- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先  
阪神水道企業団 総務部総務課契約係  
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
電 話(078)431-1902(直通)  
F A X(078)431-2664

## 阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係わる手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成24年8月10日

阪神水道企業団  
企業長 山 中 敦

### 1 目的

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の西宮ポンプ場等改修工事实施設設計業務（基本設計）を委託するに当たり、委託事業者の選定を下記の要領で実施する。

### 2 委託業務概要

(1) 業務名称 西宮ポンプ場等改修工事实施設設計業務（基本設計）

(2) 業務内容

本業務は、企業団の西宮ポンプ場及び甲東ポンプ場について、水運用を考慮した耐震化を含む改修工事の基本設計を行うものである。

本業務の構成は以下のとおりとする。

ア 現状及び既検討資料の確認及び整理

イ 基本条件、課題等の確認

ウ 耐震化の検討

エ 施設及び場内配管の改修方策の立案と比較検討

（西宮市市内配水の運用を考慮した配水池容量及び配水池改修方策の検討等）

オ 騒音対策の検討（西宮ポンプ場）

カ 水運用を考慮した施工計画の検討

キ 管理棟・ポンプ室の内外装改修

(3) 履行期間 契約日から平成25年3月22日(金)まで

### 3 プロポーザルを求める内容

(1) 西宮ポンプ場における施設を稼動しながら、配水池耐震改修を行う場合の留意事項と方策について

(2) 西宮ポンプ場において、送配水能力が低下した場合の他系統から水融通（支援）する方策について

#### 4 参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

##### (1) 参加表明者の資格要件

ア 企業団における平成23・24年度競争入札参加資格（建設コンサルタント及び建築士）を有し、かつ建設コンサルタントの登録規程（昭和52年4月15日付け建設省告示第717号）に該当する次のすべての部門の登録を受けていること。

(ア) 上水道及び工業用水道部門

(イ) 鋼構造及びコンクリート部門

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定する入札参加資格制限に該当しないこと。

ウ 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

カ 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

キ 平成14年度以降に、次のすべての業務の受注実績を有すること。

1日最大給水量10,000m<sup>3</sup>/日以上の水道施設等（水道事業又は水道用水供給事業に係るもの）の施設耐震診断又は耐震化工事の実施設計

ク 委託期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。

##### (2) 配置予定技術者の資格要件

ア 配置予定技術者の資格

(ア) 主任技術者（土木）

技術士（総合技術監理部門（上下水道）若しくは上下水道部門）の資格又はシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）（上水道及び工業用水道）の資格を有すること。

(イ) 照査技術者（土木）

技術士（総合技術監理部門（上下水道）、上下水道部門若しくは建設部門）の資格又はRCCM（上水道及び工業用水道部門若しくは鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有すること。

(ウ) 担当技術者（建築）

1級建築士の資格を有すること。

イ 配置予定技術者の業務実績

(ア) 主任技術者及び照査技術者（土木）

主任技術者又は照査技術者として履行し、過去10年間（平成14年度以降に完成した業務）において、1日最大給水量10,000m<sup>3</sup>/日以上の水道施設の施設耐震診断又は耐震設計の業務実績を有すること。

(イ) 担当技術者（建築）

過去10年間（平成14年度以降に完成した業務）において、施設耐震診断又は耐震設計の業務実績を有すること。

#### 5 参加表明に必要な書類と記載上の留意事項

(1) 参加表明に必要な書類は次のとおりとし、記載する場合の文字サイズは10ポイント

以上とする。

ア 参加表明書（様式－１）

イ 誓約書（様式－２）

ウ 企業の過去10年間の業務実績（様式－３）

エ 業務実施体制（様式－４）

オ 配置予定技術者の経歴等（様式－５）

カ 配置予定技術者の過去10年間の業務実績（様式－６）

キ 企業の業務実績及び配置予定技術者の資格及び業務実績を証明できる書類（様式任意）

ク その他必要書類（様式任意）

(2) 参加表明書等の内容に関する留意事項

| 記載事項                | 内容に関する留意事項   |
|---------------------|--|
| 企業の過去10年間の業務実績      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加表明書の提出者が過去に受託した業務（平成14年度以降に完了した業務に限る。）の実績について、4(1)キに示す要件を満たすものを各1件記載する。ただし、4(1)キに示す要件の両方を満たす実績がある場合には、当該1件を記載する。</li> <li>・ 企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。</li> <li>・ 記載様式は様式－３とし、図面、写真等を引用する場合も含め1業務当たり1枚以内に記載する。</li> </ul>   |
| 業務実施体制              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各配置予定技術者の当該業務における兼任は認めない。</li> <li>・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を得て、業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li> <li>・ 記載様式は様式－４とする。</li> </ul>  |
| 配置予定技術者の経歴等         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定の各技術者について経歴等を記載する。</li> <li>・ 業務実績を1件記載する。<br/>なお、平成14年度以降に完了した業務を対象とする。</li> <li>・ 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。</li> <li>・ 記載様式は様式－５とする。</li> </ul>  |
| 配置予定技術者の過去10年間の業務実績 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置予定の技術者が過去に従事した業務実績について技術者1名につき1件記載する。</li> <li>・ 記載する業務は、平成14年度以降に完了した業務とする。</li> <li>・ 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。</li> <li>・ 予定技術者が主任（管理）、照査及び担当技術者として業務を実施したことを証明できる業務の契約書、TECRIS、特記仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部を添付すること。</li> <li>・ 記載様式は様式－６とし、図面、写真等を引用する場合も含めA4判1枚以内に記載する。</li> </ul> |

## 6 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限

## (1) 提出方法

参加表明書及びその他必要書類は、持参により提出すること。

## (2) 提出先及び提出期限

## ア 提出先（受付担当）

〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

総務部総務課契約係 TEL 078-431-1902

## イ 受付期間 公告の日から平成24年8月24日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日 午前9時00分から正午まで及び午後1時30分から午後5時00分まで

## 7 参加表明後の流れ

## (1) スケジュール

本業務委託の契約までの日程については次のとおり予定している。

| 項目                  | 日程         |
|---------------------|------------|
| 参加表明書提出の受付及び提案説明書配付 | 公告の日～8月24日 |
| 提案書提出の受付            | ～9月14日     |
| 提案書の特定及び契約締結        | 9月24日～     |

## (2) 提案説明書の配付

参加表明書の提出者に対して、企業団から提案説明書を配付する。

## (3) 業務委託者の特定方法

提出された参加表明書及び提案書に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案書を特定する。ただし、参加表明時において、資格要件や必要書類など参加表明書に不備があった者は失格となり、提案書の評価は行わない。

## 8 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

## 9 その他の留意事項

## (1) 委託業務の内容に係る説明会等を行わない。

## (2) 参加表明書及びその他必要書類の作成並びに提出に関する費用は提出者の負担とする。

## (3) 参加者のうち、企業団の契約に係る指名停止を受けた場合は提出された参加表明書を無効とする。

## (4) 参加表明書及びその他必要書類に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

## (5) 業務実績については、我が国の公共事業体における実績とする。

## (6) 提出された参加表明書及びその他必要書類は返却しない。また、提出された参加表明書及びその他必要書類は業務委託者の特定以外には使用しない。

## (7) 参加表明書受付時に配付する提案説明書及び資料のほかに申込みにより希望者に閲覧できる資料を用意しているが、質問受付期限を参加表明書提出締切日の2日後に設定しているため、参加表明書提出が遅い場合には、閲覧資料に対する質問ができない場合がある。

## (8) その他本書に記載のない事項及び質問事項等については、6(2)に記載した受付担当に問い合わせること。

- (9) 契約を締結した者は、この業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

様式－1

## 参加表明書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

## 記

- 1 公告日 平成24年8月10日
- 2 業務名 西宮ポンプ場等改修工事実施設計業務（基本設計）

担当部署  
担当者名  
T E L  
F A X  
E-mail

様式－2

## 誓約書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

「西宮ポンプ場等改修工事実施設計業務（基本設計）」のプロポーザル参加申込みを行うに当たり、同業務に関する企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

## ・ 企業の過去10年間の業務実績

|                    |  |
|--------------------|--|
| 業務名                |  |
| TECRIS 登録番号        |  |
| 契約金額               |  |
| 履行期間               |  |
| 発注機関名<br>住所<br>TEL |  |
| 業務の概要              |  |
| 業務の技術的特徴           |  |

注1：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

注2：企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。

様式 - 4

## ・業務実施体制

|               | 予定技術者名 | 所属・役職 | 担当する分担業務の内容 |
|---------------|--------|-------|-------------|
| 主任技術者<br>(土木) |        |       |             |
| 照査技術者<br>(土木) |        |       |             |
| 担当技術者<br>(建築) |        |       |             |

注1：氏名にはふりがなを振ること。

| 分担業務の内容 | 再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等） |
|---------|----------------------------|
|         |                            |
|         |                            |
|         |                            |

注1：業務の分担を行っている場合には記載するものとする。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合のみ記載するとともに、再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。



## ・配置予定技術者の経歴等

## 〇〇技術者の経歴

|   |            |      |      |
|---|------------|------|------|
| <small>ふりがな</small><br>①氏名  | ②生年月日      |      |      |
| ③所属・役職  |            |      |      |
| ④保有資格<br>技術士（部門：            分野：            ）登録番号：            取得年月日：<br>RCCM（部門：            分野：            ）登録番号：            取得年月日：<br>その他（名称：            ）登録番号：            取得年月日： |            |      |      |
| ⑤業務経歴   |            |      |      |
| 業務名   | 業務概要       | 発注機関 | 履行期間 |
| TECRIS 登録番号   | （技術者として従事） |      |      |

注1：「〇〇技術者」は、主任、照査及び担当技術者の各名称を記述する。

注2：資格を証する書面の写しを添付すること。

## ・配置予定技術者の過去10年間の業務実績

〇〇技術者（氏名 \_\_\_\_\_ ）

|                    |  |
|--------------------|--|
| 業務名                |  |
| TECRIS 登録番号        |  |
| 契約金額               |  |
| 履行期間               |  |
| 発注機関名<br>住所<br>TEL |  |
| 業務の概要              |  |
| 業務の技術的特徴           |  |
| 当該技術者の業務<br>担当の内容  |  |

注1：「〇〇技術者」は主任、照査及び担当技術者の各名称を記述する。

注2：「業務の概要」及び「業務の技術的特徴」については、具体的に記述すること。

注3：企業及び技術者が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書等の写しを添付すること。

また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。